

## 労働者派遣個別契約書

契約No.

令和 年 月 日

有限会社学生サービスセンターは、 に対し、次の条件のもとに、労働者派遣を行うものとする

派遣先事業所 (名称・所在地)		(電話) ( )	
就業場所 (名称・所在地)		(部署)	(電話) ( )
派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の派遣労働者に限定するか否かの別 <input type="checkbox"/> 無期雇用派遣労働者に限定 <input type="checkbox"/> 60歳以上の派遣労働者に限定 <input type="checkbox"/> 限定なし			
派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別 <input type="checkbox"/> 協定対象労働者に限定 <input type="checkbox"/> 限定なし			派遣人員 人
業務内容			
業務に伴う責任の程度 <input type="checkbox"/> 付与される権限なし <input type="checkbox"/> 付与される権限あり:			
組織単位(組織の長の職名)			
指揮命令者 (部署)	(役職)	(氏名)	(電話) ( )
派遣期間 令和 年月 日から令和 年 月 日	就業日		
就業時間及び休憩時間 時 分から 時 (休憩時間 時 分から 時 分までの 分間)			
就業日外労働及び就業時間外労働			
派遣先責任者 (部署)	(役職)	(氏名)	(電話) ( )
派遣元責任者 (部署) 派遣事業部	(役職) 取締役	(氏名) ビンギョル・ボラ	(電話) (099) 258-0557
安全及び衛生 派遣先及び派遣元は労働者派遣法第44条から第47条の4までの規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全及び衛生については派遣先の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については派遣元の安全衛生に関する規定を適用する。			
福祉増進のための便宜供与 派遣先は、本契約に基づく労働者派遣に係る派遣労働者に対して、制服を貸与し、診療所・レクリエーション施設等の利用を認めることとする。			
派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置 派遣先が派遣終了後に、当該派遣労働者を雇用する場合、その雇用意思を事前に派遣元へ示すこととする。			
派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置 (1)労働者派遣契約の解除の事前の申入れ 派遣先は、専ら派遣先に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、派遣元の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって派遣元に解除の申入れを行うこととする。 (2)派遣先における就業機会の確保 派遣先及び派遣元は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、派遣先の関連会社での就業をあっせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。 (3)損害賠償等に係る適切な措置 派遣先は、派遣先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い派遣元が労働者派遣契約に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた休業手当に相当する額以上の額について、また派遣元がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、派遣先による解除の申し入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより、派遣元が解雇の予告をしないうちは、少なくとも30日以上の賃金に相当する額について、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日30日前から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額についての損害の賠償を行わなければならないこととする。その他派遣先は派遣元と十分に協議した上で適切な善後処理方を講ずることとする。また、派遣先及び派遣元双方の責に帰すべき事由がある場合には、派遣先及び派遣元のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。 (4)労働者派遣契約の解除の理由の明示 派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、派遣元から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を派遣元に対して明らかにすることとする。			
苦情の申出先、処理方法・連携体制 (1)苦情の申出を受ける者 派遣先 (部署) (役職) (氏名) (電話) ( ) 派遣元 (部署) 派遣事業部 (役職) 取締役 (氏名) ビンギョル・ボラ (電話) (099) 258-0887 (2)苦情処理方法、連携体制等 ①派遣先における(1)記載の者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣先責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。 ②派遣元における(1)記載の者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。 ③派遣先及び派遣元は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。			
紹介予定派遣に関する事項及び派遣可能期間の制限を受けない業務に係る労働者派遣に関する事項			

(所在地)  
派遣先  
(事業所名)  
(代表者名)(所在地)  
派遣元  
(事業所名)  
(代表者名)  
(許可番号)鹿児島市荒田2-63-1  
有限会社学生サービスセンター  
ビンギョル ボラ  
派46-300037